

## 令和8年度榎原市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口	87,623人
(2) 年間有収水量	11,143,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均有収水量	30,529 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
污水管路等整備事業	897,473千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	3,345,421千円	
第1項 営業収益	1,925,622千円	
第2項 営業外収益	1,419,799千円	
	支	出
第1款 下水道事業費用	2,915,438千円	
第1項 営業費用	2,649,368千円	
第2項 営業外費用	263,070千円	
第3項 特別損失	1,000千円	
第4項 予備費	2,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,193,012千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47,901千円、過年度分損益勘定留保資金642,091千円及び当年度分損益勘定留保資金503,020千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	1,237,382千円	
第1項 企業債	758,100千円	
第2項 補助金	477,300千円	
第3項 長期貸付金回収金	1,982千円	
	支	出
第1款 資本的支出	2,430,394千円	
第1項 建設改良費	1,151,144千円	

第2項 企業債償還金 1, 275, 250 千円

第3項 長期貸付金 4, 000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
全体計画変更業務委託事業	令和9年度	26, 000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	599,500 千円	普通貸借 又は 証書借入	5.0%以内 <small>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</small>	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
流域下水道事業	158,600 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500, 000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 204, 962 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営を助成するため、一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、1, 027, 659 千円である。

令和8年3月 2 日提出

榎原市長 亀田 忠彦